

令和8年度 日向市過疎地域振興基金事業 募集要項

1. 事業の趣旨

人口減少・高齢化の急速な進行によって、地域活力が減退し、コミュニティ機能を維持できない集落の増加等が危惧される過疎地域において、市民の皆さんが企画・運営する「元気で活力ある持続可能な地域づくり」活動に対して、日向市過疎地域振興基金事業補助金を交付します。

2. 「過疎地域」とは

「旧東郷町」のことをいいます。

3. 応募可能な団体

次に掲げる要件のすべてを満たす団体です。

- 市内に活動拠点を有する非営利活動団体
- 5人以上の会員で組織されている団体
- 組織の運営に関する規約等を定める団体
- 宗教又は政治活動を行っていない団体
- 日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団でない、又は会員に同条第3号に規定する暴力団関係者がいない団体

4. 補助対象となる事業

下記表の要件Ⅰのすべてを満たし、要件Ⅱのいずれかに該当する事業が補助の対象となります。

要件Ⅰ	要件Ⅱ
<ul style="list-style-type: none"> ● 過疎地域において実施する事業。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。 ● 市から他の補助金等の交付を受けてない事業又は受ける見込みのない事業 ● 補助対象事業の決定を受けた年度内に完了する事業。ただし、補助金の交付決定後に実施するものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民ニーズや地域課題の把握及び解決を図るための事業 ○ 集落間の連携構築事業 ○ 住民同士の交流を促進するための事業 ○ 過疎地域を支える担い手の育成事業 ○ 安全・安心な地域づくりを促進するための事業 ○ 住民の福祉の増進を図るための事業 ○ 住民の地域保健・健康増進を図るための事業 ○ 生活環境を改善するための事業 ○ 教育・文化の振興を図るための事業 ○ その他日向市東郷地域振興計画に掲げる課題解決を図る事業

※補助対象外となる事業…

- 営利を目的とする興行その他これに類する事業
- 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- 事業の大部分を他の事業者へ委託するなど、補助対象団体の主体性が認められない事業
- 継続的な取組が見込まれない事業
- 宗教的活動、政治的活動、選挙活動及び公序良俗に反する活動に関わりの深い事業

5. 補助対象となる経費

事業の実施に直接的に必要な経費であり、かつ、交付決定の日から令和9年3月31日の間に支払いを完了した経費とします。詳細は、下記表のとおりです。

科目	主な補助対象経費	備考
報償費	講師や出演者等への謝金	1. 1人又は1団体当たりの謝金は、30万円以内とする。 2. 総事業費に占める割合は、30%以内とする。
	参加者への賞品若しくは賞金又は参加賞	1. 1人又は1団体当たりの賞品又は賞金に係る費用は、30万円以内とする。 2. 1人当たりの参加賞に係る費用は、1,000円以内とする。 3. 総事業費に占める割合は、20%以内とする。
交通費	講師や出演者等の旅費 講師や出演者等との事前の打合せ等のため市外へ旅行する場合の旅費	
消耗品費	事務用品、材料、道具等の購入又は資料の作成に要する費用	
食糧費	講師、出演者等(補助対象団体の構成員を除く。)に提供のお茶代	
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用	
燃料費	灯油、ガソリン等の購入費用	団体の所属会員に支給するものは除く。
光熱水費	電気、ガス、水道料等	団体の所属会員に支給するものは除く。
通信費	電話料、郵便料等	団体の所属会員に支給するものは除く。
広告費	新聞広告料等	
手数料	口座振込手数料等	
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等	
使用料・賃借料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料等	
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の委託費用	

6. 補助金の額

補助対象となる経費（P.3 参照）から国・県の補助金等を差し引いた金額の4分の3以内（千円未満切り捨て）です。

【算出例】補助対象となる経費：100万円／県からの補助金：25万円の場合
 $(100 \text{万円} - 25 \text{万円}) \times 3/4 = 562,500 \text{円}$
 $\approx \underline{562,000 \text{円}}$ ←千円未満切り捨て

7. 事業の企画提案・補助金の交付

(1) 提出書類・交付申請

次の書類を各1部提出してください。電子データがあるものは、電子データも提出してください。

	提出書類
1	過疎地域振興基金事業企画提案書兼交付申請書（様式第1号）
2	事業計画書（様式第2号）
3	収支予算書（様式第3号）
4	団体概要書（様式第4号）
5	団体の運営に関する規約等
6	団体の会員名簿
7	その他参考資料 ※任意

※事業の内容を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 応募期間

令和8年4月13日(月) ～ 5月15日(金) 午後5時まで

(3) 提出先

日向市東郷総合支所 東郷地域振興課 地域振興係

◇電話：0982-69-2111

◇FAX：0982-69-2398

◇メール：togo-tiiki@hyugacity.jp

8. 応募事業の審査・査定・交付決定

応募のあった企画提案は、必要に応じて事業内容等についてヒアリングを行った後、審査会において書面での審査を行います。

審査結果によって、採択の可否や補助金の額、採択の条件などが決定されます。

(1) 審査基準

項目	内容	配点
公益・地域貢献性	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益的な役割を担う意欲が感じられ、過疎地域の活性化につながる事業であるか。 ● 過疎地域の特色を生かすための、独自の観点や工夫等が見られ、過疎地域のイメージアップ又は情報発信につながる事業であるか。 	30点
継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規事業にあつては、これまでにない先駆性、独創性が感じられる事業であるか。 ● 既存事業にあつては、新しい風を吹き込む努力がなされているか。 ● 経済波及効果、コミュニティ波及効果、集客性等が期待できるものであるか。 	30点
自主性	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保を行うなどの自立意識が認められるか。 ● 事業に対する熱意やチャレンジ性の他団体に運営の透明性、構成員全員で取り組む組織力、事業の企画力と実施能力が認められるか。 	20点
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業に計画性と実現性が認められるか。 ● 事業の目的、内容等に対する経費の使途、積算に整合性と妥当性が認められるか。 ● 事業を実施するに当たって、参加者の安全性について配慮・対策がなされ、法令順守（コンプライアンス）に基づき運営・実施されているか。 	20点

(2) 査定率

審査得点に応じた査定率は、次の表のとおりです。

審査得点	査定率
70点超 ～ 100点満点	100%
35点以上 ～ 70点以下	$((\text{審査得点} - 35\text{点}) \times 1.80) \% + 35\%$
0点 ～ 35点未満	0%

(3) 交付決定

審査を経て決定した内容（補助金の額、採択条件など）に応じて、補助金の交付決定を行います。

※交付決定後に事業着手になります。ご注意ください。

(4) 補助金の支払い

補助金は概算払いによって支払います。

9. 実績報告

補助決定団体は、補助決定事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して 30日を経過した日 又は 令和9年4月20日(火) のいずれか早い期日までに、次の書類を提出してください。

	提出書類
1	過疎地域振興基金事業補助事業実績報告書（様式第8号）
2	実施結果報告書（様式第9号）
3	収支決算書（様式第10号）
4	その他必要と市長が必要と認める書類

※市では、上記書類の提出を受けた後、内容を精査の上、補助金の額の確定を行います。その結果、既に交付した補助金の額と差額が生じた場合は、差額分を日向市へ返還していただく必要がありますのでご注意ください。

10. 事業の流れ

おおまかな事業の流れは、次のとおりです。

①事業の公募

- ・ 市民活動団体等からの企画提案事業を募集します。
- ・ 企画提案の方法など、不明な点がありましたら、東郷地域振興課までご相談ください。

②企画提案・交付申請

- ・ 企画提案書兼交付申請書(別紙・様式第1~4号)を東郷地域振興課に提出してください。

③審査

- ・ 提出された書類について審査します。

④審査結果・交付決定の通知

- ・ 最終審査結果を各団体に通知します。

⑤事業実施

- ・ 事業内容に変更等がある場合は事前にご相談ください。

⑥実績報告

- ・ 事業完了後、30日以内または翌年度の4月20日までのいずれか早い日までに実績報告を提出してください。